

経営協議会

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○		学長	上本 伸二	(職務上)		1号
□		理事	遠山 育夫	(職務上)		2号
		理事	田中 俊宏	(職務上)		2号
		理事	松浦 博	(職務上)		2号
		理事	岩瀬 鎮男	(職務上)		2号
		理事	辻川 知之	(職務上)		2号
	内科学講座(脳神経内科)	(医学科長) 教授	漆谷 真	2024.4.1	2026.3.31	3号
	臨床看護学講座(成人)	(看護学科長) 教授	宮松 直美	2024.4.1	2026.3.31	3号
	株式会社アオキ	取締役会長	青木 豊彦	2024.4.1	2026.3.31	4号
	滋賀県立大学	理事長	井手 慎司	2024.4.1	2026.3.31	4号
	元京都新聞社	元論説委員	井上 理砂子	2024.4.1	2026.3.31	4号
	滋賀県	副知事	大杉 住子	2024.4.1	2026.3.31	4号
	社会医療法人誠光会	理事長	北野 博也	2024.4.1	2026.3.31	4号
	滋賀県看護協会	会長	草野 とし子	2024.4.1	2026.3.31	4号
	滋賀大学	学長	竹村 彰通	2024.4.1	2026.3.31	4号
	国立病院機構東近江総合医療センター	院長	野崎 和彦	2024.4.1	2026.3.31	4号
	社会福祉法人青祥会	理事長	畑下 嘉之	2024.4.1	2026.3.31	4号

(備考) 第4号の委員は、五十音順

(組織)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事又は事務局長
 - (3) 学長が指名する職員
 - (4) 本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号に掲げる委員でなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。